

判決要約

No.285

番号	概要	キーワード
1 事件番号(裁判所)		4 被告(被控訴人)
2 判決言渡日(判決)		5 出願番号等
3 原告(控訴人)		6 要約

285 - 1	ホームページ上の掲示板に書き込まれた文章に著作物性を認め、被告らの著作権侵害を認定するとともに、被告らの過失を認めた	著作物性、複製、出版、権利濫用
1 平13(ワ)22066号(東地29民) 2 平14.4.15(一部認容) 3 松野志保,他10名 4 (株)光文社,他2名 6 概要:ホームページ上の掲示板に文章を書き込んだ原告らが、同文書の一部を複製して書籍を作成し、これを出版等した被告らに対し、被告らの行為は、上記文章についての原告らの著作権を侵害するとして、上記書籍の差し止め等を求めた。 争点:イ.原告各記述は原告らによって記載されたか。ロ.原告各記述部分には、著作物性があるか。ハ.被告光文社には、著作権侵害について過失があるか。ニ.被告らは、本件書籍を作成、出版、頒布するに当たり、原告らの承諾を受けたか。原告らの請求は権利の濫用か。ホ.損害額はいくらか。 判旨:争点イについて:原告らによって記載されたものと認める。争点ロについて:著作権法による保護の対象となる著作物は、「思想又は感情を創作的に表現したものである」ことが必要である。「思想又は感情を表現した」とは、単なる事実をそのまま記述したような場合はこれに当たらないが、事実を素材にした場合であっても、筆者の事実に対する何らかの評価、意見等が表現されていれば足りる。また、「創作的に表現したものである」というためには、筆者の何らかの個性が発揮されていれば足りるのであって、厳密な意味で、独創性が発揮されたものであることまでは必要ない。他方、言語からなる作品において、ごく短いものであったり、表現形式に制約があるため、他の表現が想定できない場合や、表現が平凡かつ	ありふれたものである場合には、筆者の個性が現れていないものとして、創作的な表現であると解することはできない。原告記述1,同2-2等の部分は、文章が比較的短く、表現方法に創意工夫をする余地がないもの、ただ単に事実を説明、紹介したものであって、他の表現が想定できないもの、具体的な表現が極めてありふれたもの、として筆者の個性が発揮されていないから、創作性を否定すべきであるが、その他の部分については、筆者の個性が発揮されたものとして、「思想又は感情を創作的に表現したものである」といえるから、著作物性が認められる。被告らの行為は、本件著作権を侵害する。争点ハ、ニについて:被告光文社は、「~本著作物が他人の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。」との保証を得ているとしても、原告らが転載を許諾したか否かを調査、確認する義務がある。前記被告は、原告らの許諾の有無について全く調査、確認していないので、過失がある。被告は「本掲示板へ書き込みした内容について著作権を主張しない、との暗黙の了解が有る」と主張するが、その事実は認められない。本件掲示板は、投稿の内容を無料で閲覧することができ、質問に対する回答を無料で入手することができるが、そのようなことを前提としても、原告らの著作権に基づく本請求は権利の濫用に当たらない。争点ホについて:原告記述についての著作権使用料及び弁護士費用に基づいて損害額を算出。 (著2条1項,21条)重要度 (伊藤 文彦)	
285 - 2	意匠登録出願を行ったことをもって、秘密管理性の要件が満たされるということではできないとして、不競法2条1項7号の適用が否定された	営業秘密 秘密管理性
1 平13(ワ)20027号(東地46民) 2 平14.3.19(棄却) 3 (株)桃源舎 4 東京都 5 意匠登録769545号他 6 概要:原告は、墓石を販売等している被告の行為が訴外A及び訴外Bの有する営業秘密を使用した不正競争行為に当たり、同営業秘密とその損害賠償請求権、不当利得返還請求権をA及びBから原告が譲り受けたと主張して、被告に対し、不正競争防止法2条1項7号,4項,3条,4条に基づき、被告墓石の製造、譲渡等の差し止め及び損害賠償を請求している。A及びBは、墓石に関する意匠である登録番号第769545号その他の意匠権を有している。被告は、新形式の墓地について検討した結果、壁墓地を採用することにし、約1万基の壁墓地の販売(使用許可)をし、現在も販売中である。 争点1:原告主張の情報は不正競争防止法2条1項7号,同4項にいう「営業秘密」に該当するか。 判示事項:営業秘密とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいうと規定されている。原告は、昭和61年2月、Aが被告に対し、本件情報について説明するとともに、甲1,2(意匠公報)に掲載されている図面等を提出したと主張するところ、.....いずれも特許庁が発行する意匠公報であって、それぞれ平成元年9月7日,同月19日に発行されているから、意匠公報の図面は、	少なくとも前記各日以降は、公知の情報となっていたと認められる。そして、A及びBの保有していた情報における壁墓地の形状の内容が、被告に対する説明の際に提出された甲1,2の図面に記載されたもの以外にも及ぶと認めるに足りる証拠はないから、本件情報は、甲1,2の図面に記載されたものに限定されるというほかない。そうすると、少なくとも甲1,2の意匠公報の発行日である前記各日以降においては、本件情報が「営業秘密」に当たらないことは明らかであるから、本訴各請求のうち差止請求については、この点においてすでに失当である。 原告は、秘密管理性の要件に関連して、.....第三者による本件情報の利用をより確実に排除するために、昭和61年1月から、.....意匠登録出願を次々に行ったと主張する。.....しかしながら、意匠登録出願行為は、通常、意匠が登録され、権利化されることを欲して行うものであるところ、権利化されれば意匠公報に掲載されて公知の情報になるに至ることは出願人であれば当然認識していることというべきである。このように将来公知の情報となるようにさせる行為である意匠登録出願行為を次々に行ったことをもって、秘密管理性の要件が満たされるということは到底できない。したがって、他の要件について検討するまでもなく、本件情報は「営業秘密」に該当しない。 (不競2条1項7号,4項,3・4条)重要度 (野中 誠一)	

285 - 3	新特許法 102 条 1 項により 74 億 1668 万円の損害賠償が認容された（具体的算定の要約）	損害賠償，損害額算定，損害額，実施の能力，単位数量当たりの利益の額，販売することができなかった事情
<p>1 平 11 (ワ) 23945 号 (東地 46 民)</p> <p>2 平 14 . 3 . 19 (一部認容)</p> <p>3 アルゼ(株)</p> <p>4 (株)サミー，補助参加人：日本電動式遊技機特許(株)</p> <p>5 特許 1855980 号</p> <p>6 判示事項：争点 5 (原告の損害)について</p> <p>〔1〕被告製品の販売台数：被告製品の販売台数が合計 4 万 3000 台である。</p> <p>〔2〕特許法 102 条 1 項の「実施の能力」：特許権の存続期間内に一定量の製品の製造販売を行う潜在的能力を備えていれば具備と解され，原告は平成 10 年当時年間二十数万台の製造能力を有し，同市場で約 40% の占有率であるから，原告が「実施の能力」を備えている。</p> <p>〔3〕単位数量当たりの利益の額：仮に特許権者が侵害品販売数量に対応の数量の権利者製品を追加的製造販売すれば，これで得られたであろう利益の単位数量当たりの額（追加的製造販売で得られたであろう売上額から追加的製造販売に要した追加的費用（費用増加分）を控除した額を，追加的製造販売数量で除した単位数量当たりの額）と解する。</p> <p>(1) 原告の商品の販売価格 本件特許発明の実施品で，被告製品と同じ頃販売の原告商品ウルフの平均販売価格 33 万 3632 円，同チェリー 33 万 5264 円で，両者平均販売価格は，33 万 4267 円となる。</p> <p>(2) 原告商品の経費 製造原価 原告商品ウルフの製造原価平均 1 台 9 万 1463 円，同チェリー 8 万 8983 円，両者平均製造原価は 9 万 0498 円となる。 広告宣伝費 原告商品の追加的製造販売で追加支出の必要費用とはできず控除対象とならない。しかし，原告は販売促進物品を利用し，販売数量に応じた数量を必要とするから控除対象となる。販売促進物品費用合計 360 万 4000 円，1 台 1000 円となる。 販売費 営業部門人件費「販売インセンティブ」金額 10 億 6531 万 8328 円，販売手数料 4 億 2309 万 0784 円，運搬費 9820 万 9793 円で，原告総売上中，原告商品売上割合で除すと，1 台 5291 円となる。 ロイヤリティ 原告支払ロイヤリティは，1 台 3365 円である。</p> <p>(3) 以上，控除費用は，1 台 10 万 0154 円となる。</p> <p>(4) なお，被告等は開発費控除を主張するが，開発費は，原告商品の追加的製造販売の必要費用とできず控除対象とは</p> <p>ならない。また，被告等は，原告の平成 10 年当時の製造能力に照らせば，被告製品数の追加的製造には一定経費の増加が確実で，15.5% の変動経費増加の控除を主張する。しかし，被告等の主張は，「単位数量当たりの利益の額」の誤った理解を前提とする上，主張内容は抽象的なものにとどまり，具体的に検討可能なものではない。</p> <p>(5) 寄与率 特許権等実施料 1 台 3365 円を支払っている。本件特許発明が，従来機にない魅力付与，顧客動員寄与を考慮しても，原告商品の利益額中の本件特許発明に対応する額は，80% を超えない。</p> <p>(6) 小括 上記により「単位数量当たりの利益の額」を計算すると，本件特許権対応の原告商品 1 台の利益額は，18 万 7290 円となる。</p> <p>〔4〕特許法 102 条 1 項但書該当事情：(1) 同項を，特許権の本質に基づき，侵害品と権利者製品が市場補完関係に立つとの擬制下に設けられた規定と解し，侵害品販売の損害を特許権者の市場機会喪失ととらえる立場に立つときには，侵害者の営業努力，代替品や競合品の存在をもって，同項但書の事情とはできない。</p> <p>(2) 他方 原告商品販売に先立って販売されたイ号物件は，CT 機需要を喚起し，後日の原告商品販売に影響を与えたと擬制される部分が多くを占めても，一部分には，定期新台入替需要に対応して販売されたものが含まれ，後者は，原告商品を「販売することができなかった事情」が存在する。イ号物件の販売時期及び販売数量を同時期のパチスロ機と比較する等，諸般の事情を総合するとき，イ号物件販売数 3 万 4000 台の 10% は，定期新台入替需要に対応するもので，後日の原告商品販売に影響したのではない。</p> <p>(3) なお，被告は明確に主張していないが，被告及び原告商品がパチスロ機であるという事実から（当事者主張の争いない事実），性質上当然に導かれる事情であるから，裁判所は考慮対象とできる。</p> <p>〔5〕損害額のまとめ：同項の損害額は，原告商品 1 台の利益額 18 万 7290 円に被告製品の販売数量 3 万 9600 台を乗じた 74 億 1668 万円と認める（同項の損害額が性質上概算額であることに照らし，1 万円未満は切捨）。</p> <p style="text-align: right;">（民 709 条，特 102 条 1 項）重要度 （山口 栄一）</p>		
285 - 4	「組換え DNA 分子」に対する拒絶査定を維持する審決が支持された	明細書の開示
<p>1 平 9 (行ケ) 249 号 (東高 6 民)</p> <p>2 平 14 . 4 . 11 (棄却)</p> <p>3 リサーチ コーポレーション テクノロジーズ インク</p> <p>4 特許庁長官</p> <p>5 特願昭 60-501426</p> <p>6 明細書の記載：本願請求項 1 は，哺乳類の GM-SCF 活性(顆粒球及びマクロファージの増殖を促進する活性)をもたらし DNA 配列を含む組換え DNA 配列であるが，実施例を含む明細書には，マウスの顆粒球・マクロファージ・コロニー刺激因子 (GM-SCF) 遺伝子の取得法は記載されていたが，この DNA 配列 (マウス) がヒト GM-SCF 遺伝子用のプローブとして使用することができることが記載されていた以外に，ヒトを含むマウス以外の哺乳類の GM-SCF 遺伝子に関する記載がほとんどなかった。なお，マウス GM-SCF とヒト GM-SCF のアミノ酸配列の相同性は 54% である。</p> <p>争点：本願明細書にヒト GM-SCF 遺伝子に関する記載があるか否か。</p> <p>判示事項：裁判所は以下の理由からヒト GM-SCF 遺伝子を取得するという技術思想が本願明細書に記載されていたとは</p> <p>いえないと判示した。</p> <p>1) マウス GM-SCF にヒトの顆粒球及びマクロファージの増殖を促進するというヒト GM-SCF 活性がないため，マウス GM-SCF とヒト GM-SCF とは同一とはいえない。</p> <p>2) マウス GM-SCF 遺伝子を提供することにより上位概念としての哺乳類 GM-SCF 遺伝子の典型例を提供したとはいえない。</p> <p>3) 明細書に，ヒト GM-SCF 遺伝子の製法についての具体的な記載が全くない。</p> <p>4) 明細書の記載と組み合わせることによりヒト GM-SCF 遺伝子を実際に取得することのできるような手法が技術常識となっていたとは認められない。</p> <p>講評：この判決は，マウスに関する開示のみから，ヒトを含むマウス以外の哺乳類についてまでクレームを拡大できるかどうか争われたものであり，43 USPQ2d 1399(CAFC 1997)や T19/90 と同種の判決である。裁判所は，上記のような重大な疑念があれば，このような拡大は認めないと判示した。</p> <p style="text-align: right;">（特 36 条 3・4 項 (昭 60 年改正法)）重要度 （下田 昭）</p>		

285 - 5	本件発明の侵害について、構成要件が異なる被告方法は技術的範囲に属するものでなく、均等の主張についても成立しないとされた	発明構成要件、構成の均等論
1 平13(ネ)2296号(東高18民) 2 平14.4.30(棄却) 3 ヴァイタル サインズ インコーポレイテッド 4 テルモ(株) 5 平11(ワ)26599号(東地) 6 概要:本件は、注射器で採取した血液の遊離カルシウムイオン濃度をヘパリンの使用による誤差を減少させて測定する方法の発明(本件発明(1)),及び血液試料中の遊離カルシウム濃度を測定する際に誤差を減少させるための抗凝血性綿撒系の発明(本件発明(2))について、被告の方法は、本件発明(1)の特許権を直接又は間接侵害し、被告製品を製造する行為が本件発明(2)の特許権を侵害すると主張して、被告行為の差止め及び被告製品の廃棄を求めた。 判旨:本件発明(1)の構成要件 B ₁ は、所定量のヘパリン塩を用意し、所定量の水溶性充填剤を用意し、該ヘパリン塩と該充填剤とを混合し、a 該混合工程の後この混合したヘパリン塩および充填剤を凍結乾燥して複数の綿撒系を製造し、b 該綿撒系の一つ又は複数を注射器に入れるが、この際該一つ又は複数の綿撒系は約 15U.S.P 単位より低いヘパリン活性を有し、というものである。 被告方法が前記 B ₁ の「順序」を踏まず、文言上、構成要件を充足しないことは原判決の認定どおりであり、原告も争っていない。 そうすると、被告方法は、原告主張の構成要件 B ₁ に関する均等侵害が成り立たない限り、B ₁ を充足するか否かにかかわらず、本件発明(1)の技術的範囲に属するとはいえない	ことになる。 本件特許の出願経過に照らすと、拒絶理由通知に対する意見書中に、綿撒系を製造した後、これを注射器内に入れる旨の説明が繰り返して現れており、その内容は、客観的にみると「綿撒系を製造した後……注射器内に挿入する」という工程の組み合わせないし「順序」が公知技術との相違点であるとして、本件発明の新規性、進歩性を説明しているものであり、上記工程ないし順序が本件発明の特徴的部分であることを言明したものであると理解される。 そして、出願人自身が特許請求した発明の特徴について、出願手続中で提出した意見書等において自ら説明し声明した事項は、通常、特許請求された発明の内容を、出願人自身の認識に基づいて、もっとも端的に表現したものであるから、均等論の適応が問題となる場面で、発明の特徴部分を把握するにあたってこれらの言明を参酌し、出願人の説明どおりのものとして理解することが、一般に合理的であると考えられる。本件においては、前期言明に反して、綿撒系を製造した後注射器内に入れるという「順序」が発明の特徴的部分ではないと理解すべき事情は認められない。 そうすると、本件発明(1)において、綿撒系を製造し、その後綿撒系を注射器内に入れるという工程ないし順序は、本件発明(1)を特徴づける発明の本質的部分であると解するのが相当であり、この工程ないし順序を踏まない被告方法を本件発明(1)と均等のものということとはできない。 (特100・101条)重要度 (星野 昇)	
285 - 6	本件特許が甲1号刊行物に記載されていないとし、「無効審判の請求が成り立たない」との審決が破棄され、原告の請求が認容された	引用発明の認定 本願発明と引用発明と一致点の認定
1 平11(行ケ)226号(東高6民) 2 平14.3.14(認容) 3 ヤマハ(株) 4 ブラザー工業(株) 5 特許2508394号 6 事実:被告は、発明の名称を「電子音楽再生装置」という特許権(本件特許)者であり、原告は、本件特許を無効とする審判を請求し、その結果「本件審判の請求は成り立たない」との審決をされた。原告は、審決が、甲第1号証刊行物乃至甲第4号証に記載された発明並びに本件カラオケCDに示された発明の認定を誤り、この誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるので、違法なものとして取消しを請求した事案である。 判示事項:甲第1号証刊行物(特開平2-242294号公報)記載の発明の認定の誤りについて、 1) 本件特許には「演奏情報の主旋律の進行に適合した歌詞文字表示の色変化を行わせる色変え指示情報と、色変えを行う文字が所定の幅ずつ色変えが行われるように演奏情報の主旋律の進行に適合する異なった色変えの幅を指示する色変え幅情報とを含むよう構成される」と記載されている。 2) これに対して、甲第1号証刊行物には、「解決しようとする課題」には、「二進符号によってカラオケ情報を記憶・処理する構成において、ディスプレイ上に表示された歌詞のうち、音楽再生が終わった歌詞を一字ずつではなく、徐々に消去したり、表示された歌詞の背景色を適宜変更することができ、さらに楽曲と正確に対応した歌詞の進行が可能なカラオケ用ディスプレイの歌詞表示装置を提供することを目的とする」とある。 [課題を解決するための手段]には、「二進符号化した楽曲情報及び歌詞情報からなる複数のカラオケ情報をベースとしたカラオケ装置において、特定のカラオケ情報を演算・処理す	る中央制御装置と、該中央制御装置によって処理された情報によって順次音楽再生を行うと共にディスプレイへの歌詞表示を制御するシーケンサと、必要な歌詞情報を記述するグラフィックビデオメモリを制御するグラフィック制御装置と、予め文字・記号などが図形として記憶され、グラフィックビデオメモリの記憶内容に対応した文字などをグラフィック制御装置を介して読み出し可能なパターンROMと、ディスプレイを制御するビデオ制御装置とからなるカラオケ用ディスプレイの歌詞表示装置」と記載されており、 この歌詞表示装置において[音楽再生に対応して上記ディスプレイに表示された歌詞を進行させる手段、楽曲情報に、音楽再生の進行に伴って歌詞表示を進行し、任意に背景色を変更するトリガ信号を混在させる手段、さらに、音楽再生の進行に伴って背景色のカラーコードを適宜変更することにより、背景色の変更を行う手段、さらに、音楽再生の進行に伴って、再生が終了した部分に対応する歌詞を順次背景色と同一色に変更するという手段]等が用いられている。 3) これらを検討すると、甲第1号証刊行物には、中央制御装置等によりカラオケ情報を演算・処理し、演算・処理された制御用情報に基づき、制御装置が、音楽再生の進行に伴ってディスプレイ上に歌詞を表示し、表示された歌詞について、歌詞を一字ずつではなく徐々に色変わりさせる等の動作の実行を制御する歌詞表示装置を具備したカラオケ装置が記載されているということができる。以上のとおりであるから、本件発明の「色変え指示情報」及び「色変え幅情報」が記載されていないとした審決の認定は誤りというべきである。この誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであり、請求を認容する。 (特29条2項)重要度 (土井 稔清)	

285 -7	新特許法 102 条 1 項の趣旨及び要件を示し約 9 億 9 千万円の損害賠償を認容した（一般論の要約）	損害賠償，損害額算定，損害額，実施の能力，単位数量当たりの利益の額，販売することができなかった事情
<p>1 平 11 (ワ) 13360 号 (東地 46 民)</p> <p>2 平 14 . 3 . 19 (一部認容)</p> <p>3 アルゼ(株)</p> <p>4 (株)ネット，補助参加人：日本電動式遊技機特許</p> <p>5 特許 1855980 号</p> <p>6 判示事項：争点 5 (原告の損害) について</p> <p>〔A〕特許法 102 条 1 項の趣旨：(1)当該技術を利用した製品は特許権者しか販売できず，特許発明の実施品は市場で代替性を欠くとする考え方に基づき侵害品と権利者製品とは市場で補完関係に立つという擬制の下に同項は設けられた。この下，侵害品販売の損害は，特許権者の市場機会喪失ととらえられ，侵害品販売は当該販売時の特許権者の市場機会を直接奪うだけでなく，購入者が侵害品の使用等を継続することで特許権者の以降の市場機会をも喪失させる。(2)「実施の能力」は，侵害品販売時の厳密対応時期の具体的製造販売能力と解することはできず，特許権者が存続期間内に一定量の製造販売を行う潜在的能力を備えている場合，原則として「実施の能力」を有するものと解する(侵害品の大量販売により，特許権者が設備投資を差し控えざるを得ない場合を考慮すれば，こう解さないと特許権者の適切な救済に欠ける)。(3)「侵害の行為がなければ販売することができた物」は，侵害に係る特許権を実施するもので，侵害品と市場で排他的な関係に立つ製品を意味する。(4)「侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額」も，侵害品販売時の厳密対応時期の具体的利益額を意味するものではなく，侵害品販売の影響を受ける販売時期を通じての平均的利益額と解する。(5)「単位数量当たりの利益の額」は，仮に特許権者が侵害品販売数量を追加的製造販売したとすれば，得られたであろう利益の単位数量当たりの額(得られたであろう売上額から追加的製造販売に要したであろう追加的費用(費用増加分)を控除した額を，追加的製造販売数量で除した単位数量当たりの額)と解する。仮定的金額であることを考慮すると，厳密に算定できず，ある程度の概算額として算定される性質のもので解する。(6)具体的事案において，当該時期の権利者製品の現実の利益額を斟酌して，「単位数量当たりの利益の額」を算定することが相当であるが，仮定的金額であることに照らせば，必ずしも当該時期の現実の利益額と一致するものではなく，現実の利益額は，「単位数量当たりの利益の額」を認定する上での一応の目安にすぎない。</p> <p>〔B〕特許法 102 条 1 項但書：(1)侵害者の営業努力(広告等の</p>		<p>営業努力，市場開発努力，独自販売形態，企業規模，ブランドイメージ等が販売促進に寄与したこと，販売価格が低廉であったこと，性能が優れていたこと，当該特許発明の実施部分以外に売上げに結び付く特徴が存在したこと等)や，代替品や競合品が存在したこと等をもって同但書に該当すると解することはできない。(2)侵害品は，特許権侵害で初めて製品として存在可能となり，侵害者の営業努力等があずかっていたとしても，特許権者は，仮に侵害品販売期間内には不可能としても，引き続き期間を併せれば侵害品販売数量の権利者製品を販売できたはずであり，仮に侵害品が独自特徴を有したとしても，特許発明の実施品の特徴を備えたからこそ，権利者製品を排除して取引者等に購入されたのであり，侵害者が低廉価格で販売した(又は無償配布)としても，特許発明の実施品だからこそ権利者製品を排除して取引者等に入手されたものである。(3)しかも，侵害品が取引者等に渡った結果，同数の権利者製品の需要が失われ，仮に，営業努力等により侵害行為が急であったり，取引者等が侵害品購入動機として，特許発明の実施品である点に加え何らかの点(付加的機能や低価格)が存在したとしても，特許権者の損害額を減額する理由とはならない。(4)また，代替品が存在しても，侵害者は一定数量販売し得たから，権利者製品も特許発明の実施品という点で侵害品と同一の性能を有する以上，特許権者も同一条件下で同一数量の権利者製品の販売が可能であった。(5)上記の各事情は，侵害品と権利者製品との補完関係の擬制下で本項を設けるに当たって捨象されたものである。(6)権利者の市場機会喪失と評価できない事情があるときは，同但書に該当する。侵害品が性質上限定期間内のみ需要消費される場合(生鮮食料品)は，特許権者が喪失した市場機会を，侵害品販売時期の対応期間に限定されるから，侵害者の抗弁として主張立証された場合，特許権者は再抗弁として，厳密対応時期又は直近時期に，同数量の販売能力を実際に有していたことを主張立証しなければならない。また，侵害者が抗弁として，侵害品販売後に法令等による当該特許発明の実施品販売の規制や新技術開発による当該特許発明が陳腐化を主張立証した場合，特許権者は再抗弁として，規制前又は代替品発売前に同数量の販売能力を実際に有していたことを主張立証しなければならない。</p> <p>(民 709 条，特 102 条 1 項)重要度 (山口 栄一)</p>

お詫びと訂正 2002年8月号「会務活動における不法行為」増田竹夫著 39頁右段上から17行目「行政審査不販法」は，「行政審査不服法」の誤りでした。お詫びして訂正します。

From Editors

編集後記

今月は，著作権の特集です。ソフトウェア委員会の記事は，著作権法を体系的に解説していますので，理解を深めるのに役立つのではないかと思います。なお，後編は来月掲載予定です。

8月号の「弁理士と英語」について，著者宛に資料情報や協力のお申し出を頂いておりますので，興味がおありの方は，筆者(照嶋美智子 E-mail:terusima@ba.mbn.or.jp)までご連絡下さい。

(H.M)

夏休み中に沖縄に行った。とあるリゾート地でプール，プライベートビーチでのスイミング，マングローブを見ながらのカヤック，エメラルドブルーの海でのシュノーケリング，ゴーヤチャン

プル(うまい!)，沖縄そば，少しグロテスクだが豚足も食べた...子供の頃に戻った気がした。ところで，沖縄は夏でも意外と涼しいのをご存じだろうか? お盆期間中の最高気温はせいぜい32度程度。これに対し首都圏は35度以上の灼熱地獄! 沖縄は空気も乾燥しており，日が暮れるとすごく涼しい。夜もエアコンは不要だ。避暑地沖縄お勧めですよ。(英)

最近，TV番組が面白くない。先人たちが獲得した「TVを見るという習慣」の有難さを忘れてしまった高慢な特権意識が災いしているのかもしれない。先人たちの遺産を忘れ.....ふと，自分を考えてみると，著作権，不正競争法等のタイトルが踊ると反応してしまうのも同様かもしれない。もしかして，日常となっている弁理士業務の有り難さを忘れてしまっているのではないだろうか。限られた能力と時間の中でどう折り合いをつけるか，凡人の私には悩ましいことである。(nobby)